

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 三七三
- 保安林の指定をする予定である件 三七三
- 道路の区域を変更する件 三七四
- 一般競争入札を行う件 三七四

告 示

福島県告示第四百三十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年七月二十三日から同年八月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年七月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
いわきニュータウンショッピングセンター 福島県いわき市中央台飯野四丁目一番地
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次

のように保安林の指定をする予定である。
令和六年七月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
南相馬市鹿島区鳥崎字牛島二五三の一、二五四の九、二五五の五、二五六の一、二五六の二、二五七から二六〇まで、二六一の一、二六一の二、二六二の一、二六二の二、二六三の三、二六四の三、二六五の四、二六七の三、二七一、二七二の一、二七二の二、二七三の三、二七三の四、二七三の九から二七三の一まで、二七四の一、二七四の四、二七九の三、二八二の三、二八三の三、二八七の一、二八八、二九〇の一、二九〇の四、二九一の一、二九一の四、二九二から二九五まで、二九六の一、二九六の四、二九七の一、二九七の四、二九八の一、二九八の四、二九九の一、二九九の四、三〇〇の一、三〇〇の二、三〇〇の五、三〇一の六、三〇二の四、三〇三の四、三〇四、三〇五、三〇六の三、三〇七、三〇八の三、三〇九、三一〇の三、三一〇の九、三一二、三一三、三二六の一、三二六の二、三三一から三四四まで、三四九の二から三四九の四まで、三四九の七、三四九の九、三四九の一、三四九の一八、三四九の一九、三四九の二一、三四九の二二、三四九の二四、三四九の二六、三四九の二七、三四九の三〇、三四九の三一、三四九の三三、三四九の三五、三四九の三七、字浜二八の三、二九の三、三〇の三、三一、三二の三、三三、三七の四、四三、四四、四五の三、四六の三、四七の三、四八の三、四九から五五まで、五六の一、五六の二、五七の四、五八の三、五九の三、六〇の一、六一、六一の二、六一の三、六三の一、六四、六五、六六の一、六七、六八の一、六八の二、六九の一、六九の二、七〇から七三まで、七五、七六の一、七六の二、七七の一、七七の二、七八、七九、八〇の一、八一から八九まで、字南谷地一〇九の一、一一〇の一、一一一の一、一一二の一から一一二の七まで、二八五、三三四、三三五、字町三四の一、三五の三、三六の一、三七の四、三八の四、三九の一、四〇の一、四〇の二、四一の一、四三の一、四四の四、四四の五、四六の四、四八の四、四九の五、五三の三、五四の一
- 二 指定の目的
潮害の防備
- 三 指定実施要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（森林保全課）

福島県告示第四百三十三号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に
 ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路
 計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和六年七月二十三日から二週間一般の縦覧に供
 する。

令和六年七月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

公 告

| | |
|-----------------|---|
| 路線名 | 一般国道 四五九号 |
| 区 間 | 喜多方市上三宮町吉川 字山ノ神六二二五番一 地先から 同 市上三宮町吉川 字山ノ神六二二六番一 地先まで |
| 変更前 の変更別 | 変更前 変更後 |
| 敷地の幅員 (メートル) | 一〇・二 二七・八 |
| 延 長 (メートル) | 一一四・〇 一一四・〇 |

(道路計画課)

公告第138号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和6年7月23日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 排水ポンプ車（30m³/minクラス） 1台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和8年2月27日（金）
- (4) 納入場所 福島県県中建設事務所（福島県郡山市麓山一丁目1番1号）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申

請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和6年8月19日(月)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、同日午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和6年7月23日(火)から同年8月19日(月)まで(土曜日及び日曜日並びに同月12日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。

なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和6年8月2日(金)午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和6年8月2日(金)午後3時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 令和6年9月6日(金)午後1時30分 福島県出納局入札用度課(郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和6年9月5日(木)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Drainage Pump Vehicle(Capacity: 30m³/minute) 1 unit

(2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 6 September 2024

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 5 September 2024

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)